

令和4年10月5日

久喜宮代衛生組合
管理者 梅田 修一 様

東京電力ホールディングス株式会社
福島原子力補償相談室
公共補償センター
所長 秋野 良平



原子力損害賠償のご請求(平成23年度～令和3年度分)に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「本件事故」と言います）により、久喜宮代衛生組合の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを改めて心よりお詫び申し上げます。

このたび、貴組合より令和4年7月19日付けで受領いたしました「東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する一連の対策に要した費用(令和3年度まで支出分)の請求及び要望について(久宮衛庶第640号)」につきまして、別紙のとおり回答申し上げます。

賠償のご請求に対しましては、引き続きご事情を詳しくお伺いし、誠意をもって迅速かつ適切に対応してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

ご請求項目の賠償可否に関する確認作業の進め方について

1 基本的な進め方

弊社は、弊社原子力発電所事故による原子力損害について、「原子力損害の賠償に関する法律」（以下、「原賠法」と言います。）の規定に基づいて、賠償手続きを進めさせていただいております。

原賠法第 18 条に基づいて設置された原子力損害賠償紛争審査会が、当事者による自主的な解決に資する一般的な指針として「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、「中間指針」と言います。）を定めており、弊社は、被害者の皆さまからご請求を頂戴した場合、原則として、この中間指針を踏まえて賠償の範囲を個々に確認しております。

中間指針は、本件事故に伴い弊社が損害賠償責任を負うべき原子力損害の範囲について、「一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由はない」ことから、「本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のもの」がこれに含まれるとしております。

弊社は、この中間指針の考え方を踏まえて、ご請求内容について、ご請求者さまのご事情をお伺いするなどしたうえで、お支払いの対象となるか否かを確認させていただいておりますが、その際、お支払いの対象となる要件である「損害発生の実事」及び「相当因果関係の存在」については、一般の不法行為に基づく損害賠償請求の場合と同様、ご請求者さまにご事情のご説明及び必要となる証憑等のご提出をお願いしております。

2 具体的な進め方

(1) 損害発生の実事の確認

本件事故に起因して、新たな支出が生じた場合（本件事故に起因して政府より示された指示等によって検査を余儀なくされた場合等）には、この支出を損害と確認させていただいております。また、本件事故以前から同一業務について支出をされていた経緯があり、本件事故によって当該費用の増加（追加的支出）を余儀なくされた場合には、費用の増加分（本件事故後に支出された金額から本件事故以前に支出されていた金額を控除した金額）を、損害として確認させていただいております。

(2) 本件事故との相当因果関係の確認

中間指針では、「本件事故に起因して実際に生じた被害の全てが、原子力損害として賠償の対象となるものではない」と述べながら、下記の内容について、一定の範囲で賠償の対象となると示されております。

- ・本件事故から国民の生命や健康を保護するために合理的理由に基づいて出された政府の指示等に伴う損害
- ・市場の合理的な回避行動が介在することで生じた損害
- ・これらの損害が生じたことで第三者に必然的に生じた間接的な被害

また、中間指針では、「原賠法における原子力損害賠償制度は、一般の不法行為の場合と同様、本件事故によって生じた損害を填補することで、被害者を救済することを目的とするものであるが、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されている。したがって、これが可能であったにもかかわらず、合理的な理由なく当該措置を怠った場合には、損害賠償が制限される場合があり得る点にも留意する必要がある」とも示されております。

弊社は、これらを踏まえて、本件事故との相当因果関係を個別に確認させていただいております。

※ 中間指針が述べるところの市場の合理的な回避行動が介在することで生じた損害について、弊社は、合理的な範囲内の風評被害と合理的な範囲内の取引先要請による損害が含まれると認識しております。

(3) 中間指針および「中間指針に関するQ & A集」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」においては、地方公共団体等における賠償の対象となる損害について、以下の考え方が示されておりますので、弊社は、これらも踏まえてお支払いの対象となるか否かを確認しております。

さらに、中間指針は、中間指針で賠償の対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとの考えを示していることから、中間指針が個別に例示していない損害についても、個別具体的な事情を丁寧にお伺いしながら、相当因果関係の確認をさせていただいております。

- 地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、本件事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となる。
- 地方公共団体等が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合は、賠償の対象となる。
- 住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償の対象となる。
- 避難を余儀なくされた市町村の移転費用や住民避難に要した経費、県外等に避難した住民への行政サービス提供のための追加的経費等、上記以外の損害については、相当因果関係の有無に加えて、地方公共団体等の本来業務に含まれるか否かといった事情等により賠償対象となるか否かが異なるものと考えられ、個別具体的な事情に応じては、賠償すべき損害と認められることもあり得る。
- 本件事故に起因する地方公共団体等の税収の減少については、法律・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性がある上、いわば税収に関する期待権が損なわれたにとどまることから、地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害等と同視することはできない。これに加え、地方公共団体等が現に有する租税債権は本件事故により直接消滅することではなく、租税債務者である住民や事業者等が本件事故による損害賠償金を受け取れば原則としてそこに担税力が発生すること等にもかんがみれば、特段の事情がある場合を除き、賠償すべき損害とは認められない。

以上

原子力損害にかかる損害賠償ご請求(平成23年度から令和3年度まで)に対するお支払い見込みについて

請求年度	区分		ご請求金額 (円)	お支払い 対象金額 (円)	お支払い 対象外金額 (円)	確認結果	現時点における賠償の考え方
令和3年度	放射性物質検査	検査費用 (副次産物等の放射性物質濃度 測定業務委託)	550,063	550,063	0	お支払い対象	ご請求番号:0000133504 にてお支払い済
小計			550,063	550,063	0	—	—
平成23年度	給与費 (勤務時間内)	職員給与 (汚泥物の放射性物質濃度の取 扱い説明会・特措法説明会出 席のために拘束された正規職 員の時間内人件費(県庁・ 霞ヶ関・飯田橋の3回))	34,510	0	34,510	お支払い対象外	ご請求いただきました正規職員の時間内人件費につきましては、本件事故以前より貴組合が負担されていた費用と史料されるため、本件事故に起因する損害 発生の実を確認することができませんでした。 したがいまして、お支払いの対象として検討することは難しいと史料いたします。 ※ご請求いただきました人件費(勤務時間内分)につきましては、本件事故以前より貴組合が負担されていた費用と史料いたします。したがいまして、本件事故 に起因する追加的支出(本件事故に起因する損害)と確認することができませんでした。
平成24年度	給与費 (時間外勤務手当)	職員給与 (議会対応のために要した時間 外勤務)	5,604	0	5,604	お支払い対象外	ご請求いただきました正規職員の時間外人件費につきましては、本件事故に起因する法令・政府指示(本件事故から国民の生命・健康を守るために示された もの)、合理的範囲内の取引先要請・風評被害により実施を余儀なくされた業務と確認することができませんでした。 したがいまして、お支払いの対象として検討することは難しいものと思料いたします。 ※ご請求いただきました人件費(議会対応に要した時間外分)につきましては、本件事故にかかわらず実施されるものであり、地方公共団体さまの本来業務と 考えられます。 したがいまして、本件事故に起因する追加的支出(本件事故に起因する損害)と確認することができませんでした。
平成27年度	放射性物質検査	検査費用 (生ごみ堆肥の放射性物質濃度 測定業務委託)	27,000	0	27,000	お支払い対象外	ご請求いただきました生ごみ堆肥の検査費用につきましては、本件事故に起因する法令・政府指示(本件事故から国民の生命・健康を守るために示されたも の)、合理的範囲内の取引先要請・風評被害により負担を余儀なくされた追加的費用と確認することができませんでした。 したがいまして、お支払いの対象として検討することは難しいと思料いたします。 ※生ごみ堆肥の検査につきましては、安全性が確認された流通食品から生産される生ごみ堆肥の検査であることと、平成25年度以降の検査結果において異常 値を確認できないことを鑑み、ご請求年度における検査について、その必要性を確認することはできませんでした。
平成28年度	放射性物質検査	検査費用 (生ごみ堆肥の放射性物質濃度 測定業務委託)	14,580	0	14,580	お支払い対象外	ご請求いただきました生ごみ堆肥の検査費用につきましては、本件事故に起因する法令・政府指示(本件事故から国民の生命・健康を守るために示されたも の)、合理的範囲内の取引先要請・風評被害により負担を余儀なくされた追加的費用と確認することができませんでした。 したがいまして、お支払いの対象として検討することは難しいと思料いたします。 ※生ごみ堆肥の検査につきましては、安全性が確認された流通食品から生産される生ごみ堆肥の検査であることと、平成25年度以降の検査結果において異常 値を確認できないことを鑑み、ご請求年度における検査について、その必要性を確認することはできませんでした。
平成29年度	放射性物質検査	検査費用 (生ごみ堆肥の放射性物質濃度 測定業務委託)	14,688	0	14,688	お支払い対象外	ご請求いただきました生ごみ堆肥の検査費用につきましては、本件事故に起因する法令・政府指示(本件事故から国民の生命・健康を守るために示されたも の)、合理的範囲内の取引先要請・風評被害により負担を余儀なくされた追加的費用と確認することができませんでした。 したがいまして、お支払いの対象として検討することは難しいと思料いたします。 ※生ごみ堆肥の検査につきましては、安全性が確認された流通食品から生産される生ごみ堆肥の検査であることと、平成25年度以降の検査結果において異常 値を確認できないことを鑑み、ご請求年度における検査について、その必要性を確認することはできませんでした。
平成30年度	放射性物質検査	検査費用 (生ごみ堆肥の放射性物質濃度 測定業務委託)	14,580	0	14,580	お支払い対象外	ご請求いただきました生ごみ堆肥の検査費用につきましては、本件事故に起因する法令・政府指示(本件事故から国民の生命・健康を守るために示されたも の)、合理的範囲内の取引先要請・風評被害により負担を余儀なくされた追加的費用と確認することができませんでした。 したがいまして、お支払いの対象として検討することは難しいと思料いたします。 ※生ごみ堆肥の検査につきましては、安全性が確認された流通食品から生産される生ごみ堆肥の検査であることと、平成25年度以降の検査結果において異常 値を確認できないことを鑑み、ご請求年度における検査について、その必要性を確認することはできませんでした。
小計			110,962	0	110,962	—	—
合計			661,025	550,063	110,962	—	—